

# 令和 8 年度 学校施設 利用規約

琉球大学教育学部附属小学校

- 1 施設の利用については、学校の教育活動を優先する。
- 2 施設（体育館・運動場・音楽室・家庭科室）を利用する団体は、前月までに「施設使用許可申請書（計画書）」を学校へ届け出て、「施設使用許可書」の交付を受けること。
- 3 複数の団体が利用する場合は、責任者間で協議・調整の上、前月までに「施設使用許可申請書（計画書）」を学校へ届け出て、「施設使用許可書」の交付を受けること。
- 4 本校の施設等を利用して地区大会等を行う場合は、事前に他団体と調整し、1ヶ月前までには大会長名による依頼文書を附属小学校 校長宛発送、前月までに「施設使用許可申請書（計画書）」を学校へ届け出て、「施設使用許可書」の交付を受けること。
- 5 利用団体は、使用前後の清掃やゴミ処理を行い、施設の保守に努めること。
- 6 校内での飲酒・喫煙、火気使用は禁止とする。
- 7 第3日曜日は家庭の日、第3土曜日は地域の日であるため、開放しない。ただし、大会等の日程が近い、もしくは重なる場合は、振り替えることができる。
- 8 休日の施設借用については、前月に提出した「施設使用許可書」を踏まえ、時間を厳守し、大学警備員に開錠及び施錠をしてもらう。活動時間の変更・中止があった場合は、確実に大学警備員に連絡する。
- 9 駐車場の利用については、下記に準ずる。
  - (1) 小学校運動場側の駐車場を活用することができる。
  - (2) 大会会場校となりそうな場合は、事前に他の団体と調整し、学校（教頭）と依頼の連絡を行い、校長の許可を得て、学校駐車場を大会会場駐車場として活用することができる。
  - (3) 児童の怪我等で救急車両が出入りする場合は、学校正門の活用も可とする。

## 付 則

この規約は、令和 8 年4月1日から運用を開始する。